

## 監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年11月10日

木津川市監査委員 西井 正  
木津川市監査委員 柴田 はすみ

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

### 記

1 監査執行年月日 令和4年9月30日（金） 午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織 人事秘書課

- (1) SKIP制度の活用状況について
- (2) 労働安全衛生の取組み状況について
- (3) 所管する補助金事務について
- (4) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

マチオモイ部 学研企画課・デジタル戦略室

- (1) スマート化宣言に掲げる戦略の進捗について
- (2) 公式LINEアカウント管理運用システムについて
- (3) 所管する補助金事務について
- (4) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

マチオモイ部 観光商工課

- (1) 観光協会への委託業務の内容について
- (2) 所管する補助金事務について
- (3) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

マチオモイ部 農政課

- (1) 所管する補助金事務について
- (2) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

(1) 個別課題について

結果、監査を行った範囲内において、おおむね適正であると認められ、検討や改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

ただし、観光商工課に係る今般の監査課題のうち、「観光協会への委託業務の内容について」等に関し、疑義が生じた事項については継続して監査を実施することとする。

なお、今後の行政運営を進める上で、注意又は要望事項について、別紙のとおり意見を述べる。ただし、軽微な事項については省略する。

(2) 令和4年度共通課題について

令和4年度の共通課題としている「所管する補助金について」は、全ての課の監査が終了後、まとめて結果を報告することとする。

(別 紙)

**【人事秘書課】**

監査結果報告に添える意見として、スキップ制度について、人材育成の手段としてより活用できるよう、今後も、点検・改善を行う必要がある。職員の知識・経験を活かせるよう改善を検討されたい。

労働安全衛生に関して、復職支援カウンセリングなどによる職員の精神面への配慮と職場環境改善アドバイザーによる職場環境の改善についても効果が見られ評価する。引き続き、職員の労働安全衛生の管理に取り組みられたい。

時間外勤務時間の削減に向けて取り組まれているが、最近の状況からは、現在の取り組みだけではこれ以上の削減効果が出にくいことから、新たな取り組みが必要と思われる。引き続き、職員の健康管理の面からも、更なる時間外勤務時間の削減対策に取り組まれたい。

**【学研企画課】【デジタル戦略室】**

監査結果報告に添える意見として、市民へ情報発信ツールとして、公式LINEは有効であると考えているが、登録数が目標値と比較しても低い状況である。公式LINEの認知度が低いことも要因と思われるため、効果的にピーアールを行うとともに、今後、市民が求める情報ニーズの把握とLINEの即時性とプッシュ配信の利点を活かして、費用対効果を考慮して取り組みを進められたい。

**【観光商工課】**

疑義が生じた個別課題に係る追加資料の提出を求めたことから、監査結果報告に添える意見については、改めて監査した上で、注意又は要望事項等があれば、別途報告することとする。

**【農政課】**

監査結果報告に添える意見として、木津川市農（みのり）で頑張る協議会の事業運営の在り方について、他の自治体の補助事業を参考にし、現状の運営方法が適切であるかどうか再度検討されたい。

以 上。